

プロイセン「学校保護権」に関する研究(2)

山本久雄

(教育学研究室)

(昭和61年10月11日受理)

はじめに

前稿では、「学校パトロナート」の二契機、すなわち、それが教會的なものである点と、「中間的な」権能および責務である点のうち、主として前者について論じた。「学校パトロナート」はその発生において多分に教會的であり、それは「教會パトロナート」の変種あるいはその一部とみなされていた。それは学校が機能的に教會と密接にかかわり、教會付屬施設たるの性格を色濃くもっていたことによるものであった。本稿はさらに、後者の契機、すなわち、それが「中間的な」権能および責務である点を検討する。

周知のように、選帝侯領ブランデンブルク・プロイセン国家が独立的な諸領邦の同君連合たるの実体から、中央集権国家へと脱皮する過程は二つの局面から成る。すなわち、一方で、君主が各領邦を一元的に統治しうる中央官庁を形成し、それまで独立の各領邦を全体国家の地方行政区画として自らの官僚制的ヒエラルヒーに組み込み、他方、その統治への地方的な勢力の参与を徐々に排除し、君主が自らの影響を直截に発揮しうる態勢をつくりあげることである。もちろん、こうした過程は円滑に進行した訳ではない。跛行的に、しかも、一部矛盾する状況を呈しつつ、また、長い過渡的段階を経て進行した。17・8世紀のブランデンブルク・プロイセン国家においては、一見、君主を頂点とし整然とした指揮命令系統をもつ官僚機構がつくられたが、そこには等族的・地方的要素が多分に残存し、また、統治領域により、中央集権化した領域と、地方の自律的勢力の特権が著しく承認されている領域とが同時に存在するという状況が見られた。このような中で、教育行政は地方勢力の影響が広く認められる領域であった。「学校パトロナート」が「中間的だ」という時は、教育行政の領域において、中央集権的な行政機構を通じての国王の施策が人民に及ぶ前に、地方の局地的支配勢力の特権というフィルターを通らねばならず、従って、その実効性は局地的支配勢力の意向に大きく規定されていたという状況を反映しているのである。以下、「中間的」なる所以を検討する第一歩として、教育行政における中央集権化の状況を明らかにしてみたい。

1. 中央集権的行政組織の形成

先にも述べたように、同君連合下の身分制的領邦国家の時代には、まず、各領邦は同一君主のもとにあったとしても事実上独立しており、また、その領邦の統治に、領邦君主とともに等族（Stände）が大きく関与していた。絶対主義国家にかかわる中央行政組織の形成とは、

従って、同君連合を構成するすべての領邦の諸機関の上に立ち、それらを統一する全体国家の機関がつくられることであり、しかも、それが地域主義や等族の影響を排して、国王の一元的権力を頂点とする合理的な官僚機構となることであった。

大選帝侯の即位（1640年）当時、統治方式はまだどこでも古い領邦時代のままであった。個々の領邦ではそれぞれ別個の合議制的な最高官庁があり（クールマルクでは *Geheimer Rat*、クレーフェでは *Geheimer Regierungsrat*、プロイセンでは *Oberratsstube*）、その合議体のメンバーは主としてそれぞれの土地貴族であり、政務処理の重要な準則の一つがそれぞれの等族議会での協約であった。それぞれの領邦では土地貴族がラント政治を左右する因子であり、一種の共同統治者たるの地位をもっていた。⁶¹⁾

かような、領邦別の、しかも等族の影響を受けた統治機構に対し、ブランデンブルグ・プロイセン全体国家の建設は、1644年の常備軍の創設とともに始まる。三十年戦争さなかのこの出来事は、以後、同君連合下の諸領邦に共属の意識をめばえさせ、運命共同体たるの自覚を生み出すきっかけとなった。その後、1651年、*Geheimer Rat* が選帝侯の全領域に関する中央官庁とされ、直轄地の管理、警察、商工業、裁判、司法、軍事、外交、宗教に関する事務を一括して処理しようとし、各ラントの旧最高官庁に対する優越的な地位を主張しはじめた。*Geheimer Rat* は、元来、ブランデンブルクの合議制的最高官庁で、一体として君主の統治全般に参与するものであった。選帝侯は自らが会議を主宰し、また、自らがベルリン不在の時には腹心を *Oberpräsident*、*Präsident*、*Director* としてその意思決定に参与せしめ、各 *Rat* は合議の上、一体として君主の諮問に応じ、一体として意思決定をしていた。しかし、1651年以後のその歴史は、その内部における分業化の進行と、そこから分化した、あるいは、それとは別につくられた専門別の諸機関、官庁の成立により、その所管の権限がしだいに縮小していく過程であった。まず、1651年の組織改正により、*Geheimer Rat* には、その内部にそれぞれ専門的な職務を担う19の部局がつくられ、それを10人ないし12人の専門の *Rat* が専管することとなった。もちろん、これがそのまま実施された訳ではないが、順次そうした実態は明確なものとなる。たとえば大王の時代には *Geheimer Rat* は、後述の如く、種々の専門官庁の独立により、権限領域は大巾に縮小していたが、司法担当の *Justiz-Staatsrat*、*Justizministerium für Schlesien*、外交担当の *Kabinettsministerium*、宗教問題担当の *Geistliches Department*、*Kriegskonsistorium*、地方への監督を担当する *Department des Provinzialministeriums für Schlesien*、*Oberbaudepartment* などの専門部局より構成されていた。⁶²⁾ さらに、こうした過程とともに注目せねばならないのは、国王自身とこうした合議制的行政機関とのかかわりのしかたの変化である。当初、国王は自身親しく合議に臨席し、または、一体としての合議体に命令し、諮問していた。しかるに、その内部分化が進行するにつれ、国王は、直接個々の担当者と接することとなった。すなわち、*Kabinett* に直接個々の担当者呼び、あるいはそこにおいて個別に書面で報告を受け、書面で決裁を与え、勅令（*Kabinettsorder*）を発するようになった。このことにより、*Geheimer Rat* は君主の意思決定に一体として参与する合議体という性格とともに各種の職務を専管する担当者たちの集りという性格をもつようになった。そして、この分裂した行政機能の求心点として国王の *Kabinett* が前景に出てくるのである。⁶³⁾ また、従来は原則的に執行権は選帝侯にのみ存したが、*Geheimer Rat* にかかわる職務がふえ、その中に専門分化のきざしがあらわれるにつれて、各 *Rat* はそれぞれ専門の職務担当者となり、その執行についてもある種の責任をもつようになる。従って、*Geheimer Rat* は意思決定機関で

あるとともに、執行機関としての性格も併せもつようになり、ここに、のちの専門別中央行政官庁への発展の萌芽が認められるのである。ともあれ、Geheimer Ratは、先発の他の専門的行政機関—Hofmarschallamt, Amtskammer, Kammergericht, Konsistorium, Lehenskanzlei—への指揮・監督権もしい明確なものとした。また、Geheimer Ratが、全体国家の中央官庁となり得るためには、各州との間に何らかのヒエラルヒーを形成せねばならなかったが、ベルリンからの影響を各州に与える手段として設置されたのがStatthalterである。かくて、17世紀なかば、Geheimer Ratはブランデンブルグ・プロイセン国家の最高の中央官庁たるの体裁を一応は整えるに至った。⁶⁴⁾

次に、州レベルの行政機関を概観しておこう。元来、州(Provinz)とはラントあるいは領邦国家として独立していたものであり、それが全体国家の実質化の進行とともに次第にその下に位置する行政区画としての性格を備えるに至ったものである。ここにも複数の行政機関が存在していたが、はじめにRegierungに注目しておこう。Regierungは、以前の領邦国家の合議制的な中央官庁で、選帝侯直轄領の管理、警察、司法、宗教など領邦統治全般にわたる最高官庁であった。17世紀なかば以後はこの官庁も形式上は選帝侯の地方行政官庁となり、その構成員は選帝侯によって任命され、その職務も選帝侯によって課せられたものであった。しかし、同時に、その構成員はいわゆる官職独占権(Indignat)により、事実上その州土着の貴族であり、彼らはその州の等族の代表者としての性格すらもっていた。従って、各Regierungは、全体国家を視野に入れての判断、行動をする国家官庁であるよりも、自らの地域的利害に基く独自の在り方を志向し、地域の独自性と伝統的な慣習とを墨守する地域主義的性格を根強くもち、地域の等族と利害を共有するという側面を色濃くもっていたのである。選帝侯は当初その傍らにStatthalterを派遣し、そのうち、自らの腹心をRegierungの長官に任命したが、機能的にはRegierungの独自性は広く認められたのであった。また、このRegierungの所管事項から、後述のように、選帝侯直轄領の管理、租税徴収、警察行政等が分離し、その権限は縮小していくのであるが、いわゆるホーハイト事項(国境問題や外国官庁との連絡・通信など)の他、裁判に関する権限が長くRegierungに留保され、しかも、その際、それぞれの慣習法や実定法など、国王の直接の意思と異なる基準で個々の行政施策の正当性を判断し、あるいは行政面における訴訟事件に対する判決能力をもち、従って、当該州の行政全般に少なからぬ独自の影響力をもっていたのである。⁶⁵⁾

ところで、先にもふれたように、中央集権化の過程は、このGeheimer RatやRegierungから専門官庁が分離し、独立する過程であったが、この点で特筆すべきは、いわゆるコミッサー型官僚機構の成立である。⁶⁶⁾ 中央と地方につくられたそのヒエラルヒーは旧い支配体制を発生を基盤としてもたず、従って、その中には中間的・地方的権力は内在せず、これによって、絶対王政の都市・農村に対する直接的介入は現実的なものとなった。また、この機構を通じて初めて国王は封建的権威を媒介せずして自己の意思を国家の命令として直接人民に強制することができたのである。先ず軍事行政の分野において全体国家建設への第一歩がはじまる。1644年創設の常備軍は伝統的・等族的秩序の外にあり、ランデスヘルに直属する最初の国家機関であった。また、軍事行政での統一化にともなって他の分野でも統一化がすすんでいく。軍隊維持のものと定められた租税の管理がそれであり、また等族の干渉の余地がなかった王領直轄地の管理においても17世紀なかばに一元化が行なわれていた。それらは、旧い等族的官僚組織と断層をなし、国王の対等族斗争においてその政治的勝利の原動力となった。Kriegskom-

missariat は元来、各州で、軍隊を監視し、その糧秣と宿営の配慮を任務とする機関であったが、しだいに常備軍維持のための租税（農村では Kontribution という直接税、都市では Akzise という消費税）行政を担う常設の行政機関となり、その他、ツンフト、醸造、商業、植民などの事業も扱い、17世紀後半、機構的に Regierung の影響を断ち切ったものである。また、Amtskammer は諸州の王領直轄地の管理を担う機関であったが、その他に郵便、関税、森林、製塩などの事業にかかわっていた。この二つの行政機関が州レベルで統一され、Kriegs- und Domänkammer が形成され、これに伴って、中央レベルの Generalkriegskommissariat と Generalfinanzdirektorium も統合され、Generaldirektorium となったのである。この、コミッサール官僚機構は直接には軍事行政、王領直轄地の管理という行政分野から発したのであるが、これに関連して、軍費捻出のための租税徴収の業務、人民の担税力向上のため人民の福祉、重商主義的産業の育成、後見的警察行政といった領域にも関与することとなり、要するに絶対主義国家の中核的な行政機能を担当することになるのである。⁷⁾

ところで、以上のように、17、18世紀のブランデンブルグ・プロイセン国家には、形式上、従来の、多分に等族的要素を残した行政機構と、国王を頂点として一元的なヒエラルヒーをなす行政機構が併存していたのであるが、これらは全く対立していた訳ではない。とりわけ、農村部の末端の地方行政区画においては、等族勢力と国王の権威とが、クライス長官たるラントラートなる職に統合されていた。

クライスとは、ドイツ東北部にあまねく見られる地方行政区画で、州よりも小さく、貴族の Gutsbezirk よりも大きなものであった。元来、クライスは騎士領地と都市とを含むものであったが、軍事税が Kontribution と Akzise に分裂することによって、都市がクライスから除外され、それ故、18世紀においては、主として騎士領地によってのみ構成されていた。このクライスにおいて、等族制は生き生きと根づいていた。局地の権力グーツヘルはクライス等族議會を構成し、この議會でクライス内のすべての問題が論議され、決定された。州においては独自の行政官庁 Kammer をもち、Regierung の活動を抑制していた国王は、クライスにおいてはそれに相応する独自の機関をもたなかった。従って、国王および国王の官庁は自らの政策を遂行する上で、形式上、クライスにおいてはこの等族議會に依らざるをえなかった。しかし、機構上、国王はこの等族議會に全く影響力をもたぬ訳ではなかった。クライス等族議會の議長であるラントラートはクライス等族の代表であると同時に国王の任命にかかる末端官僚であり、従って、国王の官僚機構のヒエラルヒーに位置づけられていた。また、ラントラートは、州の Kammer にも議席をもち、Kammer の意思決定や活動に各クライスの等族が参与しうるルートがつくられていた。このように、等族の意向と国王の権威とはラントラート職において妥協的に統合されることになり、ラントラート職は国王の権威をクライスにおいて高めるとともに、クライスの等族的自治行政に国家的意義づけを与えうる可能性をもつものであった。この点、一面で中央集権的な行政機構を形成しつつある国家が他面で地方的、局地的な勢力の特権を承認しているという状況の中で、地方への国家意志の、確実にして円滑な浸透・実施を図る方策として、国王の新しい官僚機構の中に等族勢力との接点を残しつつ、地方勢力の代表機関にその長として国王官僚を直接に派遣し、従って、その活動・意思決定に事実上の大枠と制限を定め、しかる後にその具体的活動・意思決定を「自治」に委ね、それを「機能的に」取り込んでいくという様相が見られるのである。ともあれ、こうしてクライスは、貴族の自治体であるとともに、国家の地方行政区画としての性格をもち、Kontribution の徴収、軍隊給養、住民の

担税力の維持、培養に関する配慮、その他地方行政全般にわたる職務を担ったのである。⁸⁹⁾

なお、都市においては、アクチーゼ徴収に関する業務が都市当局から取り上げられ、Steuerratがそれを行なうこととなった。また、彼はあまねく都市に対する国家的監督全般を担当するようになり、都市における全体国家の執行機関、経済生活に対する国家的後見の担い手となった。

かように、18世紀プロイセンの行政組織はそのあらゆるレベルにおいて明瞭な二元性を有していた。国王の新しい行政官庁組織が作られ、その権限領域を拡大していく一方、Geheimer Rat, Regierungなど、領邦国家時代以来の古い官庁やもろもろの領主的特権は依然存続していたのである。

2. 教育行政機構の形成

このような状況の中で、教育行政機構はいかなるものだったのであろうか。先ず留意すべきは、若干の先導的試行を除けば、⁹⁰⁾18世紀末の「高等学務委員会」(Oberschulkollegium)創設までは学校行政は教会行政の一部とみなされ、行政機構上、区別はなかったという点である。これは、学校教育が教会の刻印を強く帯び、機能的には一括して捉えるべきものとされていたことと深くかかわっていた。このことから、担当の官庁も同一、監督・視察も同一ヒエラルヒーに基いて同一人物によって実施され、民衆学校教師は先ず聖職者として吟味され、聖職者としての服務規律に服さねばならなかった。従って、以下、主として教会行政のしくみに注目する。

次に留意すべきは、プロイセン国家の近代化過程において、他の行政分野に比して、教会行政・学校行政の分野では国王権力を頂点とする一元的な中央集権化はおくれたという点である。とりわけ、エルベ以東を版図に含むプロイセン国家は、軍事行政およびその関連分野での集権化を、他の行政分野での地方的・等族的特権を放置し、是認することによって実現したのであったが、教会行政・学校行政はいつまでも国王が中央集権的一元的に処理しえない分野として残っていた。これは二つの局面について言える。一つは、教会行政・学校行政にかかわった中央・地方の行政官庁が、前述のGeheimer Rat—RegierungおよびKonsistoriumといった系列であり、従って、そこには合議制的な要素とともに多分に地域主義的・伝統的・等族的な要素が見られるという局面である。もう一つは、如上の行政機構に一応のヒエラルヒーを認め、指揮命令系統が認められるにしても、国家の行政作用が人民に及ぶ前に、グーツヘルの局地的支配権という強固な実体が立ちはだかり、主としてそれが国王の施策の阻害要因としてはたらいていたという局面である。⁹¹⁾Patronatsrechtが「中間的な」権能であるという時は、前者の如き局面を背景としつつ、後者の局面をいうのである。

先ず、第一の局面から述べれば、さきの、Generaldirektorium—Kammerといったラインは、国王がPatronatをもつ直轄地の学校以外はかかわりをもたず、⁹²⁾教会・学校に関する最高の行政官庁は一般的に先ずGeheimer Ratであった。Geheimer Ratは、設立当初、宗教に関する権限をもたなかったが、⁹³⁾選帝侯Johann Sigismundの改革派への改宗(1613年)後、事実上、宗教に関する領域にも関与するようになった。即ち、選帝侯は改宗後、ルター派と改革派との反目を調停すべく、1614年にKirchenratなる職を置いたのであるが、ルター派はそれに協力せず、結局、それは改革派のGeheimer Rat構成員と宮廷説教師のみによって構成され

た。そして、ルター派によって占められた Konsistorium は既得権を譲らず、Kirchenrat と Konsistorium との反目のうちに、1618年、Kirchenrat は Geheimer Rat に吸収されるという形をとり、以後、Geheimer Rat は宗教に関する事項に関与するようになったのである。⁽¹³⁾ そして、それがクールマルクの最高官庁から全体国家の最高官庁へと昇格するにつれ、各州の Regierung およびそれに服する Konsistorium への監督権限を主張するようになった。⁽¹⁴⁾ また、その後、Geheimer Rat から種々の行政領域が分離していても、司法と宗務は相変わらずその担当領域として残されていたのである。⁽¹⁵⁾ この Geheimer Rat 内にいつから、確固たる実体としての宗務担当部局 (Geistliches Department) ができたかは必ずしも明確ではない。1651年の組織改正においてもまだ宗務についての部局は存在しておらず、国王は事実上、既設の Konsistorium と直接の交渉をもつことが多かったのである。⁽¹⁶⁾ 1695年には、クールマルクの Konsistorium の長官をつとめる Paul von Fuchs が宗務を専管する Rat として Geheimer Rat に議席を占めるようになり、以後、クールマルクの Konsistorium の長官が Geheimer Rat の宗務担当者となるという慣行が定着する。クールマルク Konsistorium での Fuchs の後任、M. L. von Printzen も Geheimer Rat 内で宗務を専管することとなった。Printzen はさらに、1713年設立の改革派 Kirchendirektorium の長官をも兼ねることとなった。それは長官と複数の改革派 Rat、さらに4人の Kircherat から成る合議体で、Kleve, Mark, Ravensberg をのぞく、プロイセン各州の改革派のための最高の教会・学校担当官庁である。Printzen の死 (1725年) 後、F. E. F. von Cnyphausen がその後任となり、Geheimer Rat 内で特に“Direktor aller geistlichen und Kirchensachen”なる称号を得、宗務を専管する Rat としての色彩をつよめた。さらに、Cnyphausen は、1730年、Friedrich von Reichenbach を宗務担当の副長官として任用した。この Reichenbach は Geheimer Rat 内に議席をもたず、全州の宗教・学校に関する事項を専管する執行責任者とされた。O. Hinze は、この、宗教・学校に関し、合議体への議席をもたず、専ら実施責任のみを負う官職の出現をもって、Geheimer Rat 内の宗務担当部局の成立とみなすのである。⁽¹⁷⁾ ところで、先にもふれたように、ドイツ人改革派については、1713年に一応の中央官庁がつくられていたが、フランス人改革派については、1694年以来の commission ecclésiastique を前身とし、1701年に設立された Französisches Direktorium がプロイセン全土のフランス人改革派 (ユグノー) に対する最高官庁となっていた。さらに、ルター派については、いわゆる Cocceji の司法改革により Konsistorium から宗教裁判権が奪われたのを契機に、1750年設立の Oberkonsistorium が全州を通じての最高官庁である。従って、それ以前は、各州のルター派教会は、全国規模で互いに結びつくことなく、各州ごとに併存していたのである。ともあれ、その Oberkonsistorium は、従来クールマルクの Konsistorium が行ってきた職務とともに、各州の Konsistorium の指揮・監督を行なうこととなった。それは以前のクールマルクの4人の Konsistorialrat と3人の新たな Rat によって構成されることになり、初代長官は司法担当長官を兼ねる Dankelmann がつとめた。

また、かような分化の延長線上に、1887年には「高等学務委員会」が設立されるにいたる。これは、教育行政のみのための専門的な合議制行政機関で、一人の Staatsminister、複数の Oberschulrat より成り、宗派の別なく、あらゆる学校の内的事項・外的事項改善のための配慮をし、それらに関し、各州の Regierung, Konsistorium, Magistrat などに指揮し、命令しうるものとされた。

かように、一体としての合議体たる Geheimer Rat では、教会行政・学校行政の分野におい

ても、それを構成する人物がそれぞれの担当者となって、漸次、分業化ないし職務遂行上の焦点化ともいべき状況がみられるようになった。Ludwig von Rönneのまとめによれば、18世紀末の、Geheimer Rat内の宗務・学務関係部局は次の如くであった。⁽¹⁸⁾

I Das Geistliche Department

A Lutherisches geistliches Department

- 1) Oberkonsistorium
- 2) シュレジエン Oberkonsistorium
- 3) カトリック聖職者担当部門

B Reformiertes geistliches Department

- 1) 福音改革派 Kirchendirektorium
- 2) Direktorium der Kasse Mons pietatis
(聖職者・学校教師がその給与の一部を負っている mons pietatisなる金庫を管理)
- 3) Domkirchen-Direktorium

II Department für Wissenschaft, Künste und den Unterricht

- A ベルリン科学アカデミー管理部
- B ベルリン芸術・機械学アカデミー管理部
- C ベルリン・リッターアカデミーおよび馬場管理部
- D 王立ベルリン獣医学校管理部
- E 王立ベルリン建築アカデミー管理部
- F プロテスタント大学上級管理部
- G 高等学務委員会

III 学術目的を促進するための諸団体

IV フランス人移民のための Department

このように、18世紀の全体国家の教会行政、学校行政の官庁は、Geheimer Ratなる合議体の枠内という限定をもちながらも、しだいにその中で分業化し、職務遂行において焦点化していくという状況にあったのである。

次に、州レベルで、このGeheimer Ratの指揮監督を受ける教会・学校行政機関を見てみよう。前述のように、各州には一般に旧領邦国家時代の最高官庁 Regierungがあり、その下に、宗教改革以来の教会・学校の管理機関たる Konsistoriumが存在していた。そして、そこから、一般的に、Generalsuperintendent—Superintendent—Inspektor—Pfarrer—Prediger—Küster, Schulmeister というヒエラルヒーが形成されていたのであった。ここでは、このうち、いくつかの州の Konsistorium の状況を概観してみることにする。

Konsistorium は一般に宗教改革運動後につくられた教会統治のための合議制行政機関で、概して、以前の Bischof の職務権限をひき継ぐものであった。領邦国家時代の宗教改革をめぐる状況の多様性に呼応して、Konsistorium の設置状況も多様である。ブランデンブルクでは、1573年、前年のクールマルクとノイマルクとの統合を機に、恒常的な Konsistorium が設置さ

れることとなった。同年の *Konsistorialordnung* によれば、選帝侯に任命されたメンバーより成るその合議体は、宗教裁判、聖職志願者の試験と任命、教理と儀式の監視、聖職者と教区住民の生活と品行との監督取締、学校の監督、教会財産の管理などを職務権限としていた。そこには執行責任者ともいべき *Generalsuperintendent* が、当初は議長として参与し、その下に *Inspektor* なる職が置かれ、一つの担当区域 (*Inspektion* , クールマルクの場合、前述の *Kreis* と同範囲) を専管した。また、そこでは個々の *Inspektor* に服する聖職者の年次集会としての *Kreissynode* , さらに、選帝侯領の全聖職者の年次集会としての *Landsynode* の、教会行政への参与も制度化されている。以後、17世紀初頭の、選帝侯の改宗による混乱を経て、*Konsistorium* はしだいに双方の宗派の構成員から成るようになり、双方の教会に対する行政を担い、双方の対立を宥和するという課題も負うようになるのである。ところで、ドイツ人改革派の教会であるが、ブランデンブルクではそれはわずかな萌芽から出発した。選帝侯改宗の時、ベルリンの *Domkirche* のもとにたった一つのゲマインデが形成され、1632年には *Stiftungsbrief* により後の改革派教会の祖型となる独自の組織をもつようになる。以後しだいに数もふえ、18世紀には各教会への統一的規制の必要性が高まり、1713年の *Kirchendirektorium* の設立および同年の *Königlich-Preussische Evangelisch-Reformierte Inspektions- , Presbyterial- , Klassikal- , Gymnasien und Schul-Ordnung* により中央集権的統一的教会行政組織が確立された。

宗教改革運動時、プロイセンには二人の司教 (*Samland* と *Pomesanien*) がいたが、彼らはいち早く (1519年と1521年) 改宗し、当初の新しい教会組織の形成に主導的な役割を演じた。1525年には *Albrecht* 公が領内聖職者に新しい教えを説くよう命じ、二人の司教に教会令を起草するよう命じた。更に公は1528年、司教に教会巡察とそのための領内の分割を含む立案を命じた。その後、司教職は1587年に消失し、かわって同年、以前の司教の職務権限を引き継ぐものとして二つの *Konsistorium* がそれぞれ *Königsberg* と *Saalfeld* に設立された。ブランデンブルクへの帰属後もこの態勢に変化はなかった。ただ、1660年代には州の最高官庁 *Oberratsstube* への従属関係が明確なものとなった。また、18世紀前半には、既存の *Konsistorium* と並んで、国王主導で *Kirchen- und Schulkommission* なる組織がつくられた。1751年には *Saalfeld* の *Konsistorium* が廃止され、*Königsberg* のそれがプロイセン州全体に対する権限をもつようになり、同時にベルリンの *Oberkonsistorium* に服することとなった。この *Königsberg* の *Konsistorium* でもその後の展開は職務権限縮小の過程であり、1748年には裁判権、1781年には教会のいわゆる外的事項に関する権限をそれぞれ失い、それはいわゆる内的事項に関する職務のみを行うものとなった。なお、改革派は、1657年の等族との *Wehlauer Vertrag* で一般的な承認を得ている。

ボンメルンでも、1535年に宗教改革が導入され、*Bugenhagen* によって起草された最初の教会令が公布された。ここでは、*Superintendent* が新設されたが、当初、新しい教会組織の形成および教会行政は専ら聖職者たちの集会 (*Synode*) に委ねられていた。1563年には、従来の *Synode* , *Superintendent* とともに *Konsistorium* が *Stettin* , *Greiswald* , *Kolberg* に新設され、教理・儀式の監視、聖職者・教区住民の規律の保持、裁判、教会財産の管理等の職務を行うようになった。その構成は、ランデスヘルに任命された *Superintendent* , 二人の聖職者、二人の法曹、一人の書記から成り、必要に応じて等族の代表がその合議に参与した。1593年以降、全ラントを通じての *Synode* はひらかれなくなり、また、1636年には *Konsistorium*

は世俗のラント最高官庁の指揮監督を受けることが明確となった。なお、都市 Stralsund は特殊な地位にあった。そこでは、Magistrat がランデスヘルとは無関係に1525年に独自の教会令を発し、以後、独自の教会組織があり、都市当局がそれへの独自の権限をもっていた。1613年に、都市がランデスヘル教会高権に服することになっても、都市 Stralsund のための特別な Konsistorium は存続した。旧ポンメルンは Westfalen 条約で一部はブランデンブルクに、一部はスウェーデンに帰属することになったが、それに関連して、ベルリンの政府は Kolberg の Konsistorium を Landeskonsistorium として Köslin に移した。⁽¹⁹⁾

このように、各州とも Konsistorium をもち、それは通常司法関係者と聖職者とから成り、各州の教会・学校の監督、聖職者・教師の品行を監視し、教会財産の管理を行ったのであった。それらは、具体的には文書による命令・指揮・報告の他、いわゆる巡察 (Visitation) によっておこなわれたのである。教育行政についても、このような一応の中央集権的な機構が形成されるのであるが、それは、旧領邦国家時代の支配機構を基盤とし、従って、それを担う人的要素において、等族的要素を免れないものであった。また、そこから、形式上は国王権力から発する教育行政も、州レベルから多分に等族的刻印を帯び、等族勢力により屈折させられる可能性が生じ、人民への国王の行政の直接の影響力もやや翳りをもつにいたるのである。

次に留意せねばならない点は、教会行政・学校行政における地方勢力の局地支配権の存在である。前述のように、三十年戦争を契機として常備軍が設置され、軍事行政、そして軍隊維持のための財務行政の面から中央集権化、全体国家の建設がはじまるが、しかし同時に、選帝侯はその分野での支配権を独占するため、局地的な支配勢力のその領内での領主的・経済的な特権を承認することとなった。従って、グーツヘルシャフトは中央集権国家の建設とともに弱体化ないし排除されたのではなく、むしろ、強化され、完成せしめられたのであった。教会、従って、学校に関するグーツヘルの権限 (Patronat) は、彼の局地的支配権の一部を構成し、国王の権力の前に「中間的な」権力として立ちはだかっていたのである。かような状況を端的に示すのが、1653年のクールマルク等族議会での選帝侯と Landstände との協約 (Landtagsrezess) である。これこそ、17・8世紀の君主と等族との権限配分の基本構造を示すものであった。ここにおいて、等族は、君主にその軍隊を維持するために向後6年間毎年53万ターレルの租税を支払うことに同意し、それとともに自らの所領内での諸特権 (裁判権、警察権、教会保護) を改めて確認され、所領内農民への優越的地位を確かなものとした。領主は、いわゆる「隷役小作農」をいつでも放逐しうることとされ、反面、それはそのグーツを自由に立ち去ることは許されず、そこでの夫役は無制限なものとなされ、すべてのグーツヘル服従者の子供の僕婢奉公義務 (Gesindezwangdienst) が確認された。また、いわゆる Leibeigenschaft をめぐる法的な争いがあった場合、先ず農民の服従義務の推定 (Dräsumtion) が予めなされ、それに対する反証の挙証責任は農民自身が負うこととされた。⁽²⁰⁾ かように、この協約により領主の局地支配権が承認され、それにかかわる分野では、絶対主義国家といえどもこの共同体の内部に直接関与することはできなかつた。18世紀なかば、国王より、各州 Regierung や Konsistorium に、グーツヘルの学校設立を督励すべしという指令がしばしば出されるが、これはその影響力がグーツヘル支配圏に及ばなかつたことを物語るものであった。⁽²¹⁾ また、グーツヘルが Konsistorium の巡察に非協力的で、その所領内での巡察を実施できなかつたという復命書がしばしば国王のもとに届けられる。⁽²²⁾ これらは、「中間的な」権力の担い手が、国王の施策に阻害要因としてはたらいっていた例である。その間の事情については稿を改めて論じる。

〔注〕

- (1) Fritz Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart. 9. Aufl. Stuttgart 1969(成瀬・坂井訳『ドイツ国制史』 岩波書店 1980 154頁)
- (2) Gerd Heinrich, Geschichte Preussens Staat und Dynastie. 1984 S. 229
- (3) 上山安敏『ドイツ官僚制成立論』(有斐閣 1964) 204頁以下。
- (4) Gustav Schmoller, Preussische Verfassungs-, Verwaltungs- und Finanzgeschichte. Berlin 1921 S. 66-70
- (5) 以上, 阪口修平「プロイセン絶対王政と身分制」(『中央大学文学部紀要』88号 1978年3月)
- (6) この, コミッサール官僚機構が, 全体国家形成に果たした意義については, Otto Hinze, Der Commissarius und seine Bedeutung in der allgemeinen Verwaltungsgeschichte. 1910 (wieder in Ders., Staat und Verfassung. Gesammelte Abhandlungen zur allgemeinen Verfassungsgeschichte. 1970)
- (7) 上山, 前掲 188頁以下
- (8) 阪口修平「プロイセン絶対主義における身分制の研究(一), (二)」(『中央大学文学部紀要』80, 84号。1976年3月, 1977年3月)
- (9) 例えば, かのコメニウス, ラトケの同時代人で, 彼らの協働者でもあった Johann Raue は17世紀なかば, “General-Inspector aller Schuelen unserer Chur-Marck” なる職に任ぜられ, 教会とは区別された学校行政のみを担うべきものとされた。その詳細については, Wilhelm Karl, Zur Geschichte der Schulaufsicht. Gesammelte Aufsätze. 1913, とりわけ S. 89 以下。
- (10) Eduard Spranger, Der Zusammenhang von Politik und Pädagogik in der Neuzeit. in : Die Deutsche Schule. 18 1914 S. 160
- (11) Wolfgang Neugebauer, Absolutischer Staat und Schulwirklichkeit in Brandenburg-Preussen. 1985 S. 68
- (12) O. Hintze, Die Epochen des evangelischen Kirchenregiments in Preussen. 1906 (wieder Ders., Regierung und Verwaltung. 1967) S.95
- (13) K. G. A. Jeserich, H. Pohl, G.-C. von Unruh (hrsg.), Deutsche Verwaltungsgeschichte. Bd. I 1983 S. 877, G. Schmoller, a. a. O., S. 21
- (14) O. Hinze, Preussens Entwicklung zum Rechtsstaat. 1920 (wieder Ders., Regierung und Verwaltung. 1967) S. 114
- (15) Ludwig Tümpel, Entstehung des brandenburgisch-preussischen Einheitsstaates. 1915 (Neudruck 1965) S. 237
- (16) W. Neugebauer, a. a. O., S. 80
- (17) ebd.
- (18) Ludwig von Rönne, Das Unterrichts-Wesen des Preussischen Staates. Bd. I 1855 S. 242-245
- (19) 以上, Paul Schoen, Das evangelische Kirchenrecht in Preussen. Bd. I 1903 (Neudruck 1967) S. 11-32
- (20) 高柳信一『近代プロイセン国家成立史序説』(有斐閣 1954) 301頁, ハルトツング, 前掲, 147頁, G. Schmoller, a. a. O., S. 56, O. Hinze, Hohenzollern und der Adel. 1914 (wieder in Ders., Regierung und Verwaltung, S. 38)
- (21) Achim Leschinsky, Peter Martin Roeder, Schule im historischen Prozess. 1976 S. 79
- (22) Neugebauer, a. a. O., S. 139 なお, かような, 学校設立に不熱心だという嘆きとともに, 学校が設立されているところでも, 学力・品行の面で不十分な教師しか任用されていないという訴えも出されている (ebd. S. 143)。国王の法や命令に, あるべき教師像について触れられている箇所があるのは, このような脈絡において読まねばならない。